

「水害に強い土地利用や住まい方に向けての浸
水マップを用いた効果的な取組について」
提言後の取組み状況について

平成 24 年 2 月 6 日

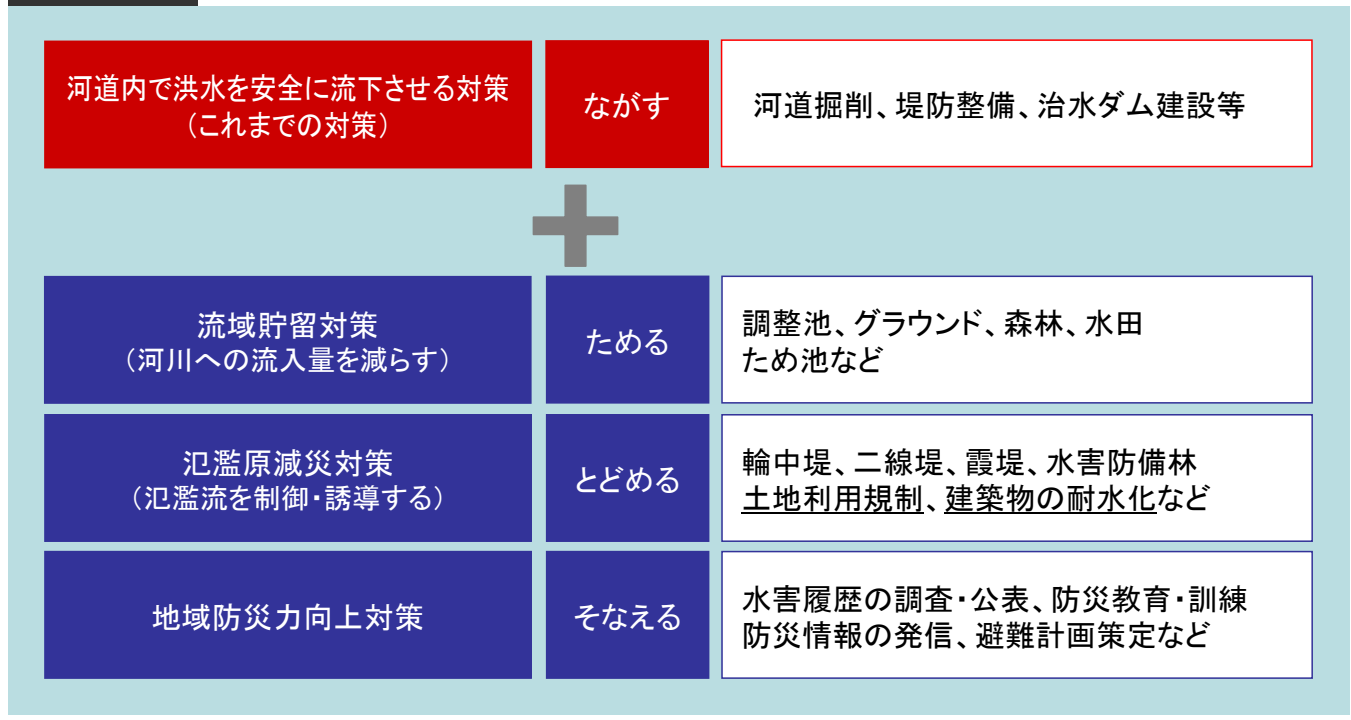
滋賀県 土木交通部 流域政策局

目的 水害に強い地域づくり

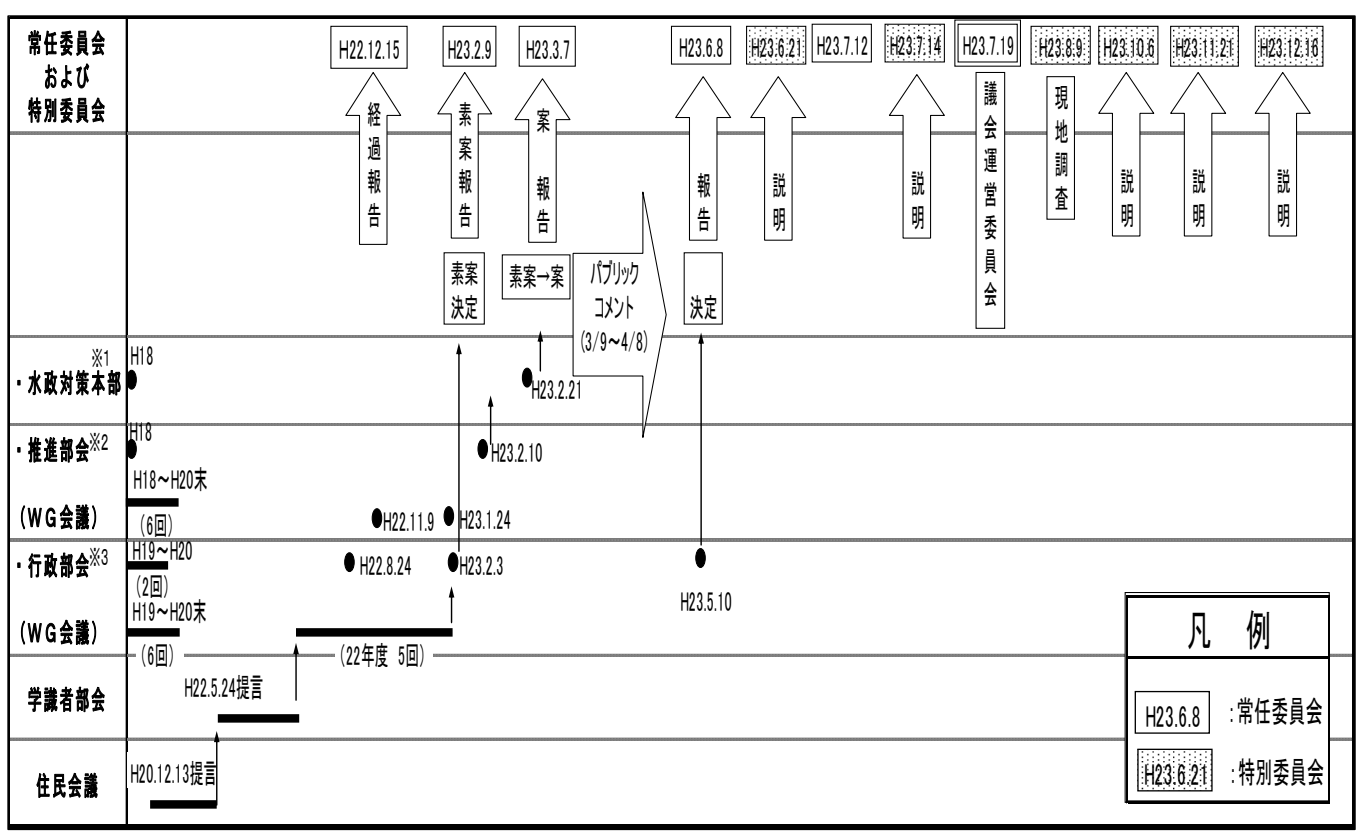
- ①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先）
- ②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段

川の中の対策（堤外地対策）だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地対策）を総合的に実施する。



委員会と検討組織



※1 琵琶湖水政対策本部: 知事、副知事、政策監、各部長、企業庁長、教育長
 ※2 琵琶湖流域治水推進部会: 庁内関係36課長
 ※3 流域治水検討委員会(行政部会): 県内7市町の副市町長等、国、関係9課長(防災・健福・農政・土木)
 7市町: 大津市、草津市、守山市、湖南市、長浜市、高島市、竜王町(WG会議は19市町が参加)

滋賀の流域治水

「地先の安全度」

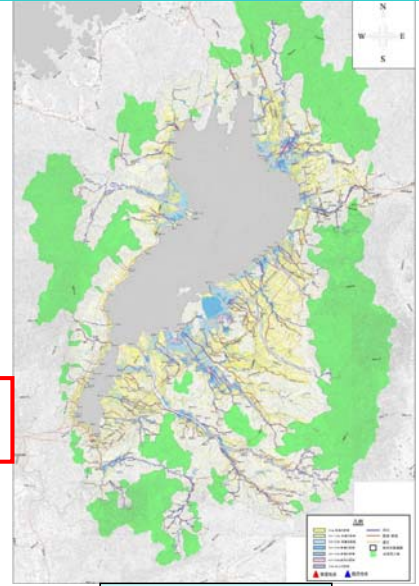
1) 基礎データ

- 国土交通省航空測量LP(レーザプロファイラー)データを活用
- 河川等の既存測量データを活用
- 不明地形の追加測量の実施

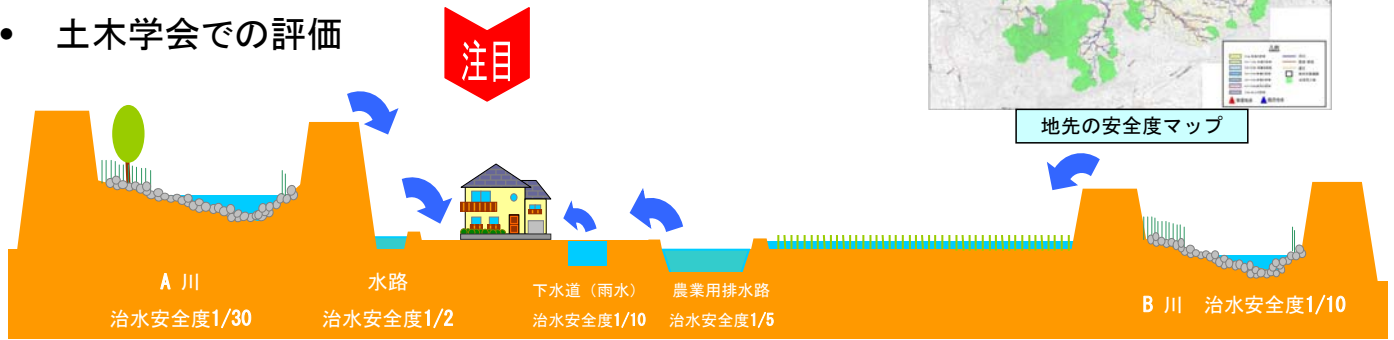
2) 解析手法

- 解析ソフトによるシミュレーション
- 学識者部会での解析手法の検討
- 土木学会での評価

平面二次元不定流氾濫シミュレーション



地先の安全度マップ



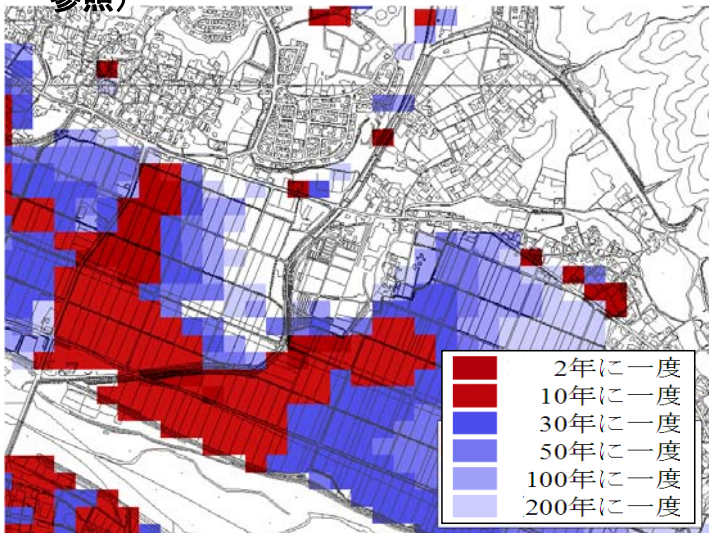
地先の安全度

土地利用に関する法制度の活用

～都市計画法～

- 現行の都市計画法に基づき、頻繁に床上浸水が生じるような場所を新たに市街化区域に編入しない。
- 「地先の安全度」で10年確率(時間雨量50mm相当)で浸水深が50cm(床上浸水程度)以上の箇所を特定。
(都市計画法施行令第八条、都市局・河川局通達参照)

1/ 2 (0.500)	発生確率(年あたり)	A	被害の程度(浸水深・流体力)				
1/ 10 (0.100)			無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
1/ 30 (0.033)			$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$
1/ 50 (0.020)							
1/100 (0.010)							
1/200 (0.005)							
...							



床上浸水の年発生確率図



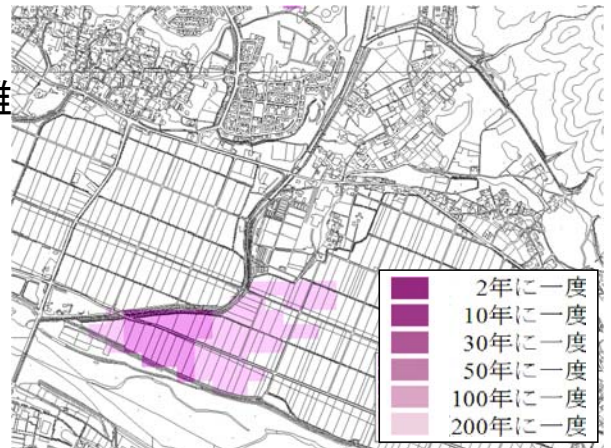
建築に関する法制度の活用

～建築基準法～

- 現行の建築基準法に基づき、出水等により危険の著しい区域を災害危険区域として指定する。
- 「地先の安全度」で特に深く浸水する場所（200年確率で浸水深3m以上）では、浸水に対して安全な建築物にさせていただく。
- 具体的には、予想浸水面以上の高さに避難できる空間（2階など）を確保。

（建築基準法第三十九条、建設事務次官通達参照）

1/ 2 (0.500)	発生確率 (年あたり)					
1/ 10 (0.100)						
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
...						
被害の程度（浸水深・流体力）						
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失		
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$		



家屋水没の年発生確率図

土地利用に関する法制度の活用

～都市計画法～

都市計画法施行令 (都市計画基準)

第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。
- 二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。
 - イ 当該都市計画区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域
 - ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

都市局・河川局 通達(S45)

■ 都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について

- 次の各項のいずれかに該当する地域は、(中略)「溢水、湛水、津波、高潮等による災害発生のおそれのある土地の区域」(中略)とみなし、原則として市街化区域に含めないものとする。
 - (前略)概ね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川の氾濫区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域
 - 前各項に該当していない場合でも、特に溢水、湛水、津波、高潮、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定される地域

建築に関する法制度の活用

～建築基準法～

建築基準法

(災害危険区域)

第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

建設事務次官通達(S34)

風水害による建築物の災害防止について(建設事務次官通達)

三 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。

記

- 一 区域の指定範囲については、おおむね次の区域を考慮するものとする。
- (一) 高潮、豪雨等によって出水したときの水位が一階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域。
- (二) 津波、波浪、洪水、地すべり、がけ崩れ等によって、土や土砂が直接建築物を流失させ、倒壊させ又は建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域。
- 二 建築物の制限内容については、出水時の避難及び建築物の保全に重点をおき、おおむね次のようなものとし、なお、地方の特殊事情、周囲の状況等を考慮して定めるものとする。
- (一) 一の(一)の区域
- 住居の用に供する建築物については、次の各号によるものとする。
- (イ) 予想浸水面まで地揚げをするか、又は床面(少なくとも避難上必要な部分の床面)を予想浸水面以上の高さとする。
- (ロ) 予想浸水面下の構造は次の各号の一に該当するものとする。
- a 主要な柱、又は耐力壁を鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、鉄骨等の耐水性の構造としたもの
- b 基礎を布基礎とし、かつ、軸組を特に丈夫にした木造としたもの

出水を理由とした災害危険区域の指定状況(平成22年4月1日現在)

10

都道府県名	指定公共団体名	指定箇所数(箇所)	区域内面積(ヘクタール)	区域内の建築物数			
				住宅	うち既存不適格住宅	非住宅	計
				(棟)	(棟)	(棟)	(棟)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)=E+G
北海道	札幌市	2	557,000	244	7	551	795
青森県	弘前市	1	1,260	1	1	0	1
	三戸町	1	19,500	30	30	4	34
	南部町	1	325,754	3	1	1	4
	黒石市	2	5,700	0	0	11	11
岩手県	一関市	18	381,000	133	79	349	482
	藤沢町	5	94,600	52	52	0	52
宮城県	丸森町	4	97,500	44	44	73	117
福島県	二本松市	2	49,754	4	0	3	7
	伊達市	2	29,700	19	19	50	69
長野県	中野市	1	39,200	7	7	15	22
愛知県	名古屋市	1	6,492,440	74,000	0	39,000	113,000
三重県	紀宝町	1	236,000	117	114	80	197
京都府	福知山市	1	43,979	0	0	0	0
	舞鶴市	1	6,100	0	0	0	0
島根県	美郷町	5	13,508	0	0	0	0
	江津町	4	8,968	0	0	0	0
	川本町	3	12,725	0	0	0	0
佐賀県	県	11	8,330	37	37	25	62
宮崎県	宮崎市	7	403,700	620	220	0	620
	延岡市	35	383,936	336	16	13	349
	日向市	4	63,100	49	49	4	53
計		112	9,273,754	75,696	676	40,179	115,875

11月県議会定例会における

「滋賀県流域治水基本方針の策定について」の議決についての経過

- ・ 12月13日
自民党県議団と県内市長との意見交換会開催
土地利用規制に対して、反対意見が相次ぐ
- ・ 12月14日
自民党会派総会で継続審議とすることを決定
- ・ 12月15日
市長会から要望書の提出
 - ・ これまで十分な河川整備を行うことなく、特定の市民・県民の犠牲を前提にした方針を容認できない。
 - ・ 各市長から県に対し、種々意見を述べてきたが、なんら耳を傾けることなく、また十分な説明もなく今日を迎えたことは遺憾。
- ・ 12月16日
温暖化・流域治水特別委員会
審議を付託されている当委員会で自民党県議団の委員から、
 - ①市町の首長や住民に理解が得られていない中、条例化していくことは危険
 - ②流域治水が従来のハード対策の代替案と理解されるなど、流域治水への理解が深まっていないなどを理由に継続審議とすべきとされ、採決の結果（6：4）継続審議となった。
- ・ 12月20日
知事定例記者会見
県議会や市町の担当者と数十回もの協議を重ねた経緯を強調。
土地利用規制については、既に都市計画法に盛り込まれていることであり誤解のないように。
行政部会などで改めて市町に対して説明を行う。
- ・ 12月21日
県議会閉会日
自民党県議団が継続審議を求め、27:20で継続審議となる。

その後の経過と予定

- ・ 2月 1日
県・市町調整会議
副知事および県担当部局長ならびに副市町長で議論

- ・ 2月14日
自治創造会議
知事および市町長で議論

- ・ 2月16日
2月県議会定例会開会
「滋賀県流域治水基本方針の策定について」の議決について審議

東日本大震災、台風12号豪雨を教訓に

流域治水を採る

24日、県シンポ

滋賀県が進める「流域治水」をテーマにしたシンポジウムが24日、大津市打出浜の「コシボシ」で開かれる。東日本大震災で児童・生徒約3千人が大津波から逃れて無事だった若手県立石市で防災教育に携わってきた群馬大広域首都圏防災研究センター長の片田敏孝さんを交えた議論が行われる。

流域治水は、どのような洪水であつても人命を守るため、河道掘削やダムなど「川の中の対策」に加え、土地利用規制や防災教育などソフト面を中心とした「川の外の対策」を合わせて進める。県は開会中の11月定例議会で流域治水基本方針の策定を提案している。

シンポは、県民に流域治水へ理解を深めてもらおうと、4年前から毎年開いている。片田センター長が「命を守る防災」と題して基調講演する。パネルディスカッションでは片田センター長のほか、台風12号で甚大な被害が発生した和歌山県の危機管理監、嘉田由紀子滋賀県知事、国交省琵琶湖河川事務所長らが出席。大災害の教訓を踏まえ、水害に強い地域づくりをどう進めるかを議論する。

午後1時開会。定員200人。無料。問い合わせは、県流域治水政策室 ☎077(538)429 (相見昌範)

命を守る地域づくりを 教育防災議論 片田さんら 釜石で



県内市町長と意見交換をする自民党県議ら(近江八幡市)

県流域治水に市町長反発

自民、継続審議を示唆

滋賀県議会の最大会派・自民党県議団は13日、県内市町長との意見交換会を近江八幡市内で開いた。議会の議決案件となっている県の流域治水方針に反発が相次ぎ、自民は会派の対応を決める14日の総会で継続審議とする可能性が高まった。

13日市町の代表が参加。県議は21人出席した。流域治水方針について、市町長は「水があふれる地域は、水がたまるところは住まないでください、ではまちづくりはできない。県は河川整備をしっかりと求めている」と求めた。自民は14日の会派総会で、流域治水方針への対応を決める。会派幹部は「反発の声が多く、慎重に対応したい」と述べ、会派として継続審議とする可能性を示唆した。また自民は、県議会最終本会議の21日、関西広域連合について府県議会の意志の尊重と連携強化を求める決議を提出することを、意見交換会で明らかにした。北陸新幹線のルート選定など、広域連合で取り組む分野の事務以外にも議論が進んでいることを受け、ほかの府県議会にも呼びかける方針。

(寺内輔)

H23. 12. 14 (木) 京都 朝刊

県流域治水案先送り

知事肝いり自民「待った」

自民党県議団は14日、県から提案された、洪水対策の考え方を示した「県流域治水基本方針案」について、11月定例会での採決を見送りの継続審議にすることを決めた。流域治水は、嘉田由紀子知事が就任直後から手がけてきた重要施策の一つ。県議会で過半数を占める自民は10月にも、再生可能エネルギーの調査費を補正予算案から削除させており、知事肝いりの施策に再び「待った」をかけた形だ。

県流域治水基本方針案は、ダムや堤防によって川の水を管理する従来の「川の中の対策」に、河川や水路の氾濫を想定した「地先の安全度マップ」の公表や、水害リスクの高い地域での土地利用の規制などの「川の外の対策」を加えて、洪水被害を最小限に抑えようとするもの。

「流域治水」は、環境学者である嘉田知事の持論で、就任直後の2006年に基本方針の策定のため庁内に作業部会を設置。07年以降は、市町や学識経験者、住民を交えた流域治水検討委員会を設立し、議論

を重ねてきた。

当初は県議会で報告され

た後、そのまま県の基本方針となる予定だったが、6

月定例会で自民側が方針案を議会での議決が必要な案件とするよう要求。県は9月定例会で報告後、11月定例会に議案を提出していた。

自民党県議団は14日、党派総会を開いて方針案の扱いについて協議。「川の外の対策」を強調する県の姿勢について、出席した議員から「川の中の対策」をはっきりした形で示すべきだ」と河川整備が後回しになることを懸念する意見が出たほか、床上浸水が生じやすい場所に対し、土地利

用を規制する考えについて、「都市計画が成り立たない」との声が上がりが、今議会での議決を見送り、継続審議にすることを決めたという。

川島隆二政調会長は今回の対応について、県議団と市町長との13日の意見交換会で、方針案への不満が相次いだことに触れ、「首長との話し合いが十分にできていない状況で議決は難しい」と説明。一方で、副知事2人制をやめさせたり、再生可能エネルギー調査費の予算計上に反対

したりと、嘉田知事との対決姿勢を際立たせていることについては「政局を狙っているわけではない」と述べた。

ただ、5年かけて方針案を練り上げてきた県側は困惑するばかり。ある幹部は「ここ最近の集中豪雨や台風でダムなどのハード対策に限界があることは分かっているはず。『川の外の対策』が必要なのを、なぜ理解してもらえないのか」と憤りを隠さなかった。

(千種辰弥)

平成23年12月15日(木)

朝日新聞朝刊25面

(三森版)

(第31回郵便認可)

「命どろやびて守ったら」

流域治水 基本方針案 継続審議見通しで知事



市町との関係を切々と語る嘉田知事

県が今開議会での議し、施策として実施を決意目指していた流域治水基本方針案が、過半数を占める自民の賛成で継続審議となる見通しだ。嘉田知事と知事は二十日の会見で、八幡市長が「流域治水は大事な事」と言われていたと反論。県議会早期に議決、回りの協議を重ねた経緯を述べた。

「土地利用を制限されるのは困る」とする自民県議の主張には、流域治水の規制が一九七〇（昭和四十五）年に国の通達で「都市計画法に既に盛り込まれている。誤解しないでいただきたい」と理解を求めた。

河川改修などハード面に合わせて、住民を守るため避難ルートや避難所などをソフト面も重視する流域治水は、国の通達で示す危険地域の建物制限をあらためて明記している。

市町との良好ではない関係を問われた嘉田知事は「私の存在が問題。ただ私も県民から信任をいただいている以上、知事職を投げ出すことはできない。誠意を示した」と語り、会見に続き催された滋賀経済産業協会との意見交換会でもさらに踏み込んだ発言も。

二〇〇六年の知事選で、新幹線新駅の凍結や県内六つのタムの凍結など大型公共事業の廃止を掲げて当選したことを挙げ「私が変わ

たてた。今も事業は進められず、坊主儲けも経費まで増えるという状況」と語り、「社会を変えてほしい」と語り、政治が動いてほしい」と思いを吐き出した。

「嘉田知事の発言は、すべて気に入らない」と語り、（木原育子）

「流域治水」継続審議を可決

県議会閉会 知事「条例制定早期に」

河川改修などハード面に合わせて、ソフト面も重視する流域治水基本方針案が、十一月県議会最終日の二十一日に審議され、過半数を占める自民県議団が継続審議を求め、これに公明が応じ、定数四七のうち賛成一七で可決した。民主、対話の会、みんなの党はこれに反対した。嘉田由紀子知事は県議会で今年の最後のあいさつに立ち、自らの根幹政策とする流域治水に触れ「一日も早い条例制定を自指したい」と異例の訴えをした。

(木原育子、中尾吟)

討論に立った有村俊氏(自民)は、河川内の改修と、周辺の土地利用の制限で水書の危険を避けることを対比させ「川の中」の対策を完結させるべきところを、「川の外」の対策の比重が余りにも大きい」と語り、県基本方針案を批判。



流域治水基本方針案の継続審議を求めて起立する自民県議ら＝県議場で

一方、九里孝氏(民議)を提案した自民県議は「二〇〇七年からの市町との審議では「意見なし」と承された」と批判した。清水鉄次氏(対話)は「(方針案は)高く評価されており、時宜望を根拠に「継続審議を得た施策。河川整備をより一層効率的にする」とも、自助共助公助が一体となり全力で備える治水政策の根幹だ」と続いた。

討論に立たなかったが、継続審議に反対した嘉田知事(みん)

な)は「市町から土壇場で説明不足と言われ、自民が提案するのは無理がある。大切な施策を政争の具にしてはならない」と話した。

登壇した嘉田知事は、方針案の継続審議に触れ「県議会の意思は真摯に受け止める。市町や住民に基本方針の精神に理解を求め、さらに丁寧な説明をしていく」と重ねて強調した。

清水鉄次代表は「県民の声を聞いていると、流域治水は非常に期待されている政策。早期に進めてほしい」と訴えた。(中尾吟)

条例案早期策定 対話の会が要望 地域政党・対話の会は二十一日、流域治水基本条例案の早期策定などを求める来年度県予算への要望書を嘉田由紀子知事に出した。県議会で、流域治水基本方針案の継続審議

「県が市長側の意見聞かず」

県提出後に削除

市長会

流域治水基本方針巡る要望書

「流域治水基本方針」案が県議会で継続審議とされた一因の県市長会（会長＝目片信・大津市長）による要望書で、案の採決に難色を示した自民党派や県に提出された後の19日に、「県が市長側の意見を聞かなかつた」と指摘した部分が削除されていたことがわかつた。16日の県議会温暖化・流域治水対策特別委員会で、同党派の一人が削除部分を根拠の一つに継続審議を提案しており、県議会内に波紋が広がっている。

（鷲尾龍一）

要望書は15日、市長会が県と自民党派に対し、基本方針案の詳細な説明と協議を求めて提出。「各市長

が意見を述べてきたが、県は耳を傾けることなく、十分な説明もなかつたのは遺憾だ」と記述していた。

この要望書提出を受け、16日の同特別委で同党派の委員から「県は市町から了解を得たと説明してきた。このままでは進められない」などの批判が続出。吉田清一委員（自民党）が「市長に理解されていない」として提案した継続審議が、賛成多数で決まった。ところが、長浜市が同日、

「基本方針の協議の場には副市長が参加し、意見も述べてきた」と指摘したこと

から、市長会は19日、「県は各市長の意見を聞かなかつた」との記述を削除。「自民党派だけに提出するのはおかしい」とする声もあり、民主、対話の会、公明、みんなの党の各党派にも提出したという。

県議会最終日の21日、継続審議に反対して採決を求めた民主党系は討論で、「協議不足は事実誤認」と主張。一方、自民党派は

和菓子 本太
と甘味 藤村
石山寺門前
533-3900

県流治水基本方針 嘉田知事が掲げる「ダムに頼らない治水政策」の基本理念を定める方針。

県案では、ダムや堤防など治水設備で対応しきれない洪水について、家屋の浸水や流出の危険性がある地域を示す予測図を作つて避難計画を定めるなど、事前対策の重要性を強調している。

閉会後の記者会見で、「市との調整不足だけでなく、治水設備の整備を優先すべきだと、県には元々、意見してきた」として、継続審議の正当性を強調した。

県によると、副市長レベルの他、大津、草津、守山、湖南、高島の5市の副市長と、竜王町の副市長が参加。別に、全19市町の実務者による作業部会でも検討している。

滋賀県流域治水基本方針（案）に対する要望

東日本大震災から9か月、また台風12号による豪雨災害から3か月を経過した現在、まさに国を挙げての復興が求められています。今ほど命の尊さと治水対策の重要性を考えさせられる時期はなく、市民・県民の生命・財産を守る責務を持つ我々基礎自治体は、この度の甚大な災害を教訓に、あらためて治水対策を見直しその徹底を図る必要があると考えています。

こうした意味では、滋賀県が進める滋賀県流域治水基本方針の策定は時宜を得たものと評価するものでありますが、この基本方針（案）の考え方において、「市民・県民のリスクをベース」にする内容に強く異を唱えるものであります。

そもそも治水行政は、上・下流の住民の利益を超越し、等しくその生命・財産を守る広域行政の視点から県行政に委ねられているものであり、これまで十分な河川整備を行うことなく、特定の市民・県民の犠牲を前提にしたこの基本方針（案）を到底、容認できるものではありません。

こうした考え方は、琵琶湖淀川水系の治水について生じた厳しい上・下流の対立を、国の広域行政のもとに苦勞して解決してきた滋賀県であればこそ、理解できるはずです。下流府県が上流県民のリスクをベースに行動するなかで甘受し続けてきた滋賀県民の苦難の歴史に目を背けることは許されません。

この基本方針（案）に対しては、各市長から滋賀県に対し種々意見を述べてきたところでありますが、なんら耳を傾けることなく、また十分な説明もなく今日を迎えたことは誠に遺憾であります。

つきましては、滋賀県市長会としては、この基本方針（案）は極めて重要な事項であることから、あらためて県当局より詳細な説明を受け、十分な時間を取り協議して参りたいと考えておりますので、基本方針（案）の取り扱いにつきまして、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

平成23年12月15日

滋賀県知事

嘉田由紀子様

滋賀県市長会

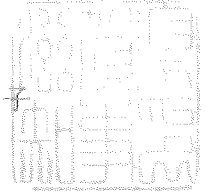
会長目片



滋 流 政 第 2 0 5 号
平成 23 年 (2011 年) 12 月 20 日

滋賀県市長会
会長 目片 信 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



滋賀県流域治水基本方針（案）に対する要望について

平成 23 年 12 月 15 日付で提出されました滋賀県流域治水基本方針（案）に対する要望について、本県の考え方を下記のとおり回答します。

記

1. 「特定の市民・県民の犠牲を前提としている」とのご批判について

流域治水基本方針（案）は、県内各地の水害リスクを明らかにし、そのリスクを回避・軽減するための基本的な考え方をとりまとめたものです。特定の市民・県民の犠牲を前提にしたものではなく、むしろ犠牲をできる限りなくすことを趣旨とするものです。

2. 「各市長の意見に耳を傾けず、十分な説明もない」とのご批判について

県内市町とは平成 19 年 8 月より、流域治水検討委員会（行政部会）および、流域治水検討委員会（行政部会）ワーキンググループでの議論を重ねてまいりました。最終的には各市町から「意見なし」との回答を得て、平成 23 年 5 月 10 日に開催の第 5 回行政部会の場において、基本方針（案）については原案のまま正式な方針として策定手続きを進めることに同意をいただきました。

基本方針（案）は、このような長年にわたる市町参加の下での議論を経て策定したものであります。今日に至り、この策定経過についてご認識いただけて

いないということについては、誠に遺憾であります。

3. 詳細な説明と十分な協議を求めるとご要望について

流域治水基本方針（案）は、いつ起こるか分からない洪水から県民の生命・財産を保護することを目的とするものであり、一日も早く策定する必要があります。

つきましては、これまでの市町との議論の経過も含めて改めて説明させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

（参考：流域治水基本方針の策定経過）

流域治水検討委員会（行政部会）

第1回 平成19年8月22日、第2回 平成20年11月27日

第3回 平成22年8月24日、第4回 平成23年2月3日

第5回 平成23年5月10日

※県内7市町（大津市、草津市、守山市、湖南市、長浜市、高島市、竜王町）の副市町長等、国、庁内関係課長（防災・健福・農政・土木）で構成

流域治水検討委員会（行政部会）ワーキンググループ

第1回 平成19年8月22日、第2回 平成19年9月13日

第3回 平成20年2月18日、第4回 平成20年9月17日

第5回 平成20年11月27日、第6回 平成21年3月24日

第7回 平成22年6月30日、第8回 平成22年10月1日

第9回 平成22年11月9日、第10回 平成22年12月1日

第11回 平成23年1月24日

※県内19市町、国、庁内関係課（防災・健福・農政・土木）の担当者と構成

文書による意見照会

第1回 平成20年9月17日、第2回 平成20年11月27日

第3回 平成21年3月24日、第4回 平成22年10月1日

第5回 平成22年11月9日、第6回 平成22年12月1日